

木造住宅耐震化プロジェクトTOUKAI【東海・倒壊】-0^{ゼロ}

耐震改修の補助金は令和7年度で終了します！早めの申し込みを！



県と共に平成13年度から取り組んでいる「木造住宅の耐震化プロジェクト」は、令和8年3月31日(火)で終了します。そのため、総仕上げに向けて取り組みを強化しています。

耐震化に取り組みましょう

昭和56年5月以前に建築された木造住宅の所有者や居住者に対し、耐震補強設計・耐震補強工事の支援を行っています。

地震発生後も住み慣れた住宅で生活を継続できるように補助事業を活用して、自宅の耐震化に取り組みましょう。

耐震補強工事 (補強計画一体型)

～令和8年3月31日(火)まで

補助金の上限額 1棟100万円
(高齢者のみ世帯等1棟120万円)

※工事費の8割が限度

移転(耐震性のある 住宅への住み替え)

～令和8年3月31日(火)まで

補助金の上限額 10万円
※高齢者のみ世帯で既存住宅を
除却する場合に限る



危険なブロック塀を撤去しましょう

●ブロック塀等耐震改修促進事業

危険なブロック塀の撤去などを行う場合、費用の一部を補助しています。

☑倒壊または転倒の恐れのあるブロック塀
(道路境界に面し、高さ60cm超え)

☎都市計画課 995-1856

裾野都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更など



公聴会を開催します

「裾野都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」の変更に関する都市計画を変更する原案について、公聴会を開催します。

🕒 6月27日(金) 10時30分～

📍 裾野市役所 地下会議室A・B

☑公聴会で意見を述べる場合は、公述申出書(県都市計画課ウェブサイトからダウンロード可)に必要事項を記入し、6月13日(金)17時15分まで(必着)に直接または郵送で県都市計画課に提出してください。※公述の申出が無い場合、公聴会は中止になります。

申出の期間／6月3日(火)～13日(金) 17時15分(必着)

閲覧場所／県都市計画課ウェブサイト、県都市計画課窓口、市都市計画課窓口

閲覧期間／6月3日(火)～13日(金)

☎市都市計画課 995-1829

県都市計画課 054-221-3062

盛土関係法令が変わります



一定規模の盛土などは事前に手続きが必要

宅地造成等規制法が令和4年5月に改正され、令和7年5月26日(月)から「宅地造成及び特定盛土等規制法」(通称『盛土規制法』)による規制が開始されます。土地の用途にかかわらず、危険な盛土などは包括的に規制されます。

同日、「静岡県盛土等による環境の汚染の防止に関する条例」(通称『盛土環境条例』)も施行され、汚染された土砂などにより生活環境への悪影響が生じないように、規制が行われます。

不適正な盛土の通報窓口「盛り土110番」

不適正な盛土を発見したら静岡県の通報窓口「盛り土110番」へ連絡してください。

通報窓口／054-252-9000(静岡県盛土対策課)



☎都市計画課 995-1828